

議案乙第 3 号

総社市議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について

総社市議会個人情報の保護に関する条例（令和 4 年総社市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 21 日提出

総社市議会議長 村 木 理 英 様

提 出 者

議会運営委員会委員長 頓 宮 美津子

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、現行条例の一部に改正を加える必要が生じたため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

総社市議会個人情報の保護に関する条例（令和４年総社市条例第３３号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
（定義） 第２条 略 ２～９ 略 １０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）第２条第<u>９項</u>に規定する特定個人情報をいう。 １１～１３ 略 （利用及び提供の制限） 第１２条 略 ２～４ 略 ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで及び第２９条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。				（定義） 第２条 略 ２～９ 略 １０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）第２条第<u>８項</u>に規定する特定個人情報をいう。 １１～１３ 略 （利用及び提供の制限） 第１２条 略 ２～４ 略 ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで及び第２９条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			
略				略			
第３８条第１項第１号	又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第２９条の規定に違反して作成された特定個		第３８条第１項第１号	又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第２９条の規定に違反して作成された特定個	

改 正 後			改 正 前		
		人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 10 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
略			略		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。